芭蕉句選年考秋之上

芭蕉句選年考秋之上

七夕つく秋を定むるけしめ乃歌

元禄七年甲申後海集ニ載ル○後日記ニ草庵ニて○
泊船集ニハ路通ニ示ス○乃記ニ七月十日洛の吉来
文通ニ六月廿六日ニ出ル○辰列ニ洛中迅雷大雨降る
ニ付雷中ニ出ル○路通院の事所宿直ニ行ル雷
繋ニ付ル出家ハ教ヘの必友ニ知ル合いそ和毋の
歎き推ル所ニ○此句ハ雷ニ成仕ル通ニ参ル迅
其評ハ雷ハ雖ハ聴の中ニ出ル雷ニ成ル
○路通ニ成の一人ニ○詳林ニ文月ニ入れ秋の歌

定家ニ和月出ル
さのわり月の光ふた
きひく秋の色もうら
合の元
乃記ハ元禄二年
限ル文考迅

長明方文記ニ
災難天変ニ事を
記セり

許林江、宇莊子
九(三)

ふまさる秋の夜のなかめハ七夕の空にしてあまたと秋情を尽されたる銀河風流を知侍る詩あまたの後相も風従昨夜声弥怨とあるもこの小夜の祠も宜しかるへし 猶可考 ○ 拾るに此詩あまたの中にも宴に杜律天河詩ニ常時任顕晦秋至最分明 注ニ曰咏天河言常時雖有明晦秋至則愈明而不可掩されは此風姿も思ひ出されて侍るに

其
天の川秋てらしみれはしらの故郷の空に見え

元禄五年の西の五月集をみてくらへ ○ 小文庫にもあり

七夕よかきる夜そうとし 猪会

此句芭蕉に[illegible]松風の句とて[illegible]の句[illegible]

文月や六日も常の夜には似す

元禄二年乃[illegible]奥の細道[illegible]の[illegible]を記[illegible]越後[illegible]九日[illegible]事を記[illegible]此句を[illegible]の句[illegible] ○ 其角集に[illegible]の実も[illegible]句を[illegible] ○ 猿蓑に[illegible] ○ 泊船集に[illegible]文月の[illegible] ○ 稲[illegible]白雄[illegible]文月[illegible]寺に[illegible]の[illegible]此寺に[illegible]宿を[illegible]旅のつれの

其角集ハ[illegible]

似[illegible]
此句ハ[illegible]の[illegible]此寺に

[illegible]

[illegible]

論語ニ
君子無終食之間違
仁造次必於是顛沛
必於是

[illegible]

粟津ヶ原桃林也之 桃林ハ伊賀[illegible] [illegible]と同しく[illegible] 地考之

かゝる一句ある故に[illegible]世の俳諧の人を八
[illegible]一文月や六日も常の夜には似ずといふ句も
此附[illegible]
生質[illegible]
[illegible]去る[illegible]
[illegible]○粟津ヶ原に七夕の[illegible]古来[illegible]
[illegible]七夕[illegible]
[illegible]中に[illegible]の句[illegible]文月や
[illegible]吾妻[illegible]
[illegible]○[illegible]
[illegible]相の一葉左粟[illegible]

新古今 西行
[illegible]根の高[illegible]
[illegible]川
の[illegible]波

三河[illegible]此井布囊右雪義年と共に八吟の奇作の志
かけ

荒海や佐渡に横たふ天の川

元禄二年の[illegible]文月や六日も常の夜には八
似ずとの句[illegible]○其後象潟[illegible]の句の頃[illegible]秋
北の海辺にむかひ[illegible]○越後路に出雲崎[illegible]荒海
有○類柑子に[illegible]○許林[illegible]
荒海や[illegible]上[illegible]佐渡に横たふ天河の[illegible]
[illegible]根の[illegible]秋の[illegible]
[illegible]荒[illegible]眼[illegible]や

さし此辺りを履し其風情の目のあたりにて遠
国波濤の風景を云ふ也し　其形を見ずとも余人にも知れ
かゝる名句よみて俗語のものならぬ風情をやはらげん能ある也
○風俗文選ニ銀河序北陸道ニ行脚して越後国出雲崎と
いふ所に泊る彼佐渡か島は海の面十八里滄波を隔て東西三
十五里によこをりふし峰の嶮岨谷の隈〳〵まてさすかに
手にとるはかりあさやかに見わたさるむへ此島は黄金多く
出てあまねく世の宝となれは限りなきめてたき島にて侍
るを大罪朝敵のたくひ遠流せらるゝによりてたゝおそろしき
名の聞えあるも本意なき事に思ひて窓押開きて暫時
の旅愁をいたはらむとするほと日既に海に沈んて月ほの

くらく銀河半天にかゝりて星きら〳〵と冴たるに沖の方
より波の音しは〳〵はこひて魂けつるかことく腸ちきれてそゝろ
に悲しひきたれは草の枕も定まらす墨の袂なにゆゑとは
なくてしほるはかりになん侍るとなく
なり　○　泊船集　銀河と同し　○　此句は七夕の題を
路かしるゝも出雲崎の湊より佐渡か島を望みて見渡されたるを
夕の秋の晩方に佐渡の方へよこたふ一面の佳景を詠也
○当九十二越後国出雲崎より佐渡の湊へ十八里
を隔つ和歌の霧に見渡しを流石の波もたゝかはされて
荒くも又上のこゝくにも白くさえたることゝて此句あるなり

合歓の木は未詳しもいまだ早きは新

新拾遺
入道二品親王
一夜のほどにあり

元禄四年は信義こんくまう ○ 源秋集に七夕を詠んて合
○句解に新後拾遺集に「七夕の逢ふらんみも以来て
一夜のうちに花ひらくらん合歓を行ふた花夕
アにさかんと眠るとしくなれど俗に称する木を云ふ
一枝のちきりもなれど世にいへるり紅花の名に通り
○集るに世云は名に通へるやらん早き新に有からん人
まなしくは咲きてさし八他の木に勿論のまま花葉を
合すは未だ云ふとも翻へ合歓と云ふ本と出伝へ
今宵に似合しき名なれ毎とや ○ 此等成と七夕の夜なれ
合歓の木は葉緑もいへしとれ時ならぬ咲きてしと

元禄元年の一字題
集に 赤根川より
いけの家の来合ひ
て静在りし年傍
さく
市にゆく称るを
家名を合歓の花
治宝

合歓の木に寄せて ○説叢に合歓ヨロコビアウス とよむこと葉の
かつへまあるる取容に葉は小さく細やかにこまる若くく寸
の長きもく葉葉をいふとみも掛てるるさきそれぞふしをも
ある故いとひとく合ふらせよ一とちに一夜の契りなる夜の咲ける
よりまとこ実して思ひを述ぶる詞

元禄六年文月七夕は吟に源氏集に 吊二初秋七日両星交ある日
元禄六文月七日は秋風の下にうち白浪銀河の岸をひさし
て鳥鵲も橋梁を流し一葉ふうち浅河おりしき二星も廃新
浅き小年し今宵ま栽うてにもさんも新たなし一絶りけ

三ッ小牛星も旅の侍や岩の上

[illegible]ら杉の[illegible]　遍照山町の[illegible]を[illegible]る人あり[illegible]
[illegible]を[illegible]ん山寺[illegible]る[illegible]
[illegible]の上に[illegible]　遍照の寄[illegible]十文にて[illegible]
[illegible]杉風[illegible]　○小文庫　泊船集[illegible]　○後撰
集　雜歌の上に[illegible]
[illegible]ん[illegible]
人の[illegible]ハ[illegible]
山町[illegible]乃上[illegible]　[illegible]
[illegible]　遍照[illegible]
[illegible]　○[illegible]林　白根河[illegible]
[illegible]遍照山町の寄をよむとて[illegible]遍照山町

[illegible]事ハ[illegible]より金[illegible]遍照山町[illegible]の[illegible]
[illegible]世[illegible]苔の[illegible]
[illegible]根の[illegible]
山[illegible]寄[illegible]
事[illegible]杉風の[illegible]　○[illegible]
[illegible]遍照[illegible]　又遍照山町[illegible]
[illegible]事　後撰集の[illegible]
[illegible]歌[illegible]

金沢の山[illegible]
[illegible]
[illegible]

元禄二年の冬にして奥州白川に出で給ふ事
其久し丸岡天龍寺に詣せもとめ給ふ又金沢の小枝と
いふ者かりそめに入道して北国にくだりしに
さすがに思ひ捨てがたき風流の心ありけるにや
乗りそへたり ○吉野の桜を尼も入道もゆかりなりとて
言性居士なれば尼も入道もゆかりなりとて
北国にくだる胡孔明の故事にも
人生百年中無奥州白川一枝桜多地名桜
可愛の花の盛りなる時は
花の名所なる時は
乗寺なる桜おしして東武のこゝろ
こゝろ

其時に自分なせしもしの滅後の乃秋なるべして四手ならむ
紙のまくにその一冊をもきぬ
作りしこの志の新なる柳の一章八月実は須賀川なる人の侍
桜くらふ桜ふとこの久通なる庵八次なる庵の下事八
庵の小枝と山中は人に住に桜の業居ゆくるに秋なる庵なる
ひとりも今も金塚の家なる作くしら庵にきるなる
ここにこそ記ここにこそ優劣をこそ
東利の西行の家なる花の家八後の
いとんの茅の垣きるなる田植乃歌も海一なると
乃志利くく別なる後の川さくに声さくく新なる冠
おわせいや清見ヶ関なる名残りし秋の風ふんさ成みと

冬人をおもろうきひとりやすりれきに今はさ此章此處ひ
とけもて下略 ○ 菅菰抄ニ小枝ハ加礼金沢ヶ住し刀屋を
産とし翁の門人多く風流西房なりとのあくまで俳人血腋
○索るにきるるいかにも花とハ別の字をかはまけいつ迄もつらはの
孝同し笑とよひ又扇をへ交なりとも多笑につくられとの小
あらん旅中の口ほきあそ見えやゝ入さく方也なりとんまや
又柳の句此又寄ルハ西行法師乃意を以てもて西行の歌志に
とくそ壽しゝ時を詠し、ほとい方の寄し、登莽の境
おもも見くてれまか此[illegible]此意をとらけしい世まてさる此方
めふんゝされ毎来すとらひ此道にかる名の難一二ヶ様をし
旅と云更未練の名をして練まへきなや

変ニ先師と云ハ支考を
さし支考ハ人違二ヶ
作りしやうとの事ハ
支考も違二も一人なれと
かほ趣向支考ヶ可宗
ゐてきしるも
三幅の図と八古今抄ニ
あられの図お中に
東花白任遍三の三人

稲妻や闇の方行く五位の声
元禄七年の続猿みのにえたり ○ 泊船集ニモ出たり

以前つらに情しらぬ人のまとはさりよ
元禄五年の已ヶ光集ニ此句の前書ニ云 或智識の(?)ほかく禅尺
庵の夜もすがらひとりやいねかてゝ見えくとえたり ○ 十論為弁
抄ニ曰 梅子庵の遺稿ニ三拾の序とふこの八為朝の事に之
人の絵を畫る五老井の許六に請く 賛ハ先師の筆之
今此三幅の図を説也「題つれに情しらぬ人のこころとはよ
芭蕉翁「夜深けぬちょうて浮世の嫌 伊丈州 蛇の尾の何ぞと

の儀とそそらしめん　東西坊　東〳〵　はこ三車ハ三光の本性をそ

きらふべん　極楽組師の本性ハ宮中に例の名匠をはなて

ゆゑの人を為被されて閃雷の変身も驚き給ひ給ふ

らに温身の二相をもきるべし　大学ハとも利益の因

四門〳〵詩を作り文を作し仏法も人の西聖の教ひ

世をそそ其口〳〵しとてもさく世花を師匠を

ひまれ雪殺彼の遺帖を受ゆ〳〵て古今に仏法の名誉

説給〳〵多天下は吉凶を多んせんと遠年建立堂

法号をハこ志られ成給ふ識文ゆ〳〵て志祖師の信

法をとゝまるべし　○　稲田の米こ中ゆ乳見とゆ〳〵めるべ

石火雷光是鈍〳〵と死の大急なるを大悟〳〵て今ハの時も

見悟るべく力めるべきかべん八〳〵るき相思るり行まを

〳〵べるの明べんさる風殺るるべ〳〵　稲つるに法膏せん八力のを

てきる宜とハいハべん稲つまれるべく義ゆ〳〵き記き

とるべきハ正亜こ殺ゆ正見とゆ邪祝都をきらはべハ

まる火宅ハの自在眼光高脱のさせ正見とゆいべん法をて自在

ゆ〳〵ゆ〳〵和べを未るに有〳〵貴人ゆ〳〵を人をゆる

宝積法師（紙）の門人の仏道を成んとゆて直所菩化

和尚まをるべ〳〵筋斗を打翻を俗よるんぼ〳〵かべるの

法いつまの変を悟をるべ極法発〳〵菩化を所属をとゝ

義生産卒四生花賢一朝の風を作まて〳〵夢のまを〳〵他の

〳〵生花の心を仏をく都のを所をゆるを地獄をけるべ人も

なき本分まに迷惑を收めうる没後まで〳〵に残りうる
経冊文章などハ許六ヶ貫の重のく燒るとも失ふ事なかれ
遠き國〳〵へ流るゝ愛あり彼ハよく〳〵生ハ行〳〵と思時の
ハ〳〵て深恨をくまんハ只〳〵人者〳〵速に流るゝまゝに
と禅宗義の志を知るとなり　老子曰德乃得と云へ
き ハ常世俗なるあるすべ名の名とすべき ハ常世名なるあるを上德
を德なるゝ故生を以て德あり　下德を德を失ハぬ生をもりて
德なり〳〵といふまんて大德を言も〳〵　常名なり〳〵　今世の人
を人なるに俗語を以く和くなる利の採とあるゝ古義の和を
まゝ行ふ〳〵野〳〵を論て其大道を知ふ俗語を藤を以
中〳〵に美〳〵上を下るゝと批判〳〵て其心の迷ふ〳〵ふあと

知〳〵を名の世上人ゆへ人あも弱〳〵一府の上るをんすと
時〳〵ゆ我一人を以ひ物も託〳〵巧言令色をもるゝ〳〵大
德を生まれ〳〵ゆ為のゆ為也　○白解卓越啓
吾悟まり今世を見ふ心茶一粒を百年と孔〳〵其〳〵者
多ゆいまを実語あ〳〵三千樣乃流れ実大悟ゆ人ハ
悟まるを思ふ念慮を〳〵〳〵一題外〳〵を○説義
分解を発〳〵白白白解にあ〳〵悟を伝の形を出もん
成〳〵悟を作〳〵白外〳〵す稲妻の親者あ〳〵悟ゆ
人のゆをを〳〵ゆ也さあ者ハ悟を〳〵の海ハ枝を〳〵蛇を
海ゆを〳〵ゆ〳〵〳〵かく〳〵を〳〵ハ初生の年ゆ乃ち者
を者ハ分解をゆを〳〵ゆ　如意ゆ千を〳〵ゆ

秘口集を難しく白句の評ある迂遠なることの外ハ悟道にハ
かゝる言葉ハおもしろき事成評のことば多く情を旨とし理
に渉る俳諧の言葉なしとやいはん一層に面白きはなき
句なりやと思ハ物ごと作らぬ情なく趣あるに翁の貴ぶ
まことなる所しらぬ悟りの事は理屈理論のみを論ずる
ものなれば一向に此等の味を通ざるなり生死の大事ハ雷光石火
を得ず其中にいやしき類く夕顔ともる稲妻なる哉人
の百年も生死妻気の子孫の栄へとてみへ一夜の秋の露
の命に今現をあはせても知らぬなる哉丈ゆゑ無へ
知らぬ人を都にてなりしきとやされし如浮長のまへ体
言はぬ者理六ちやう俳諧の国わかる人々知らぬ身へ文を

学しとけきなし遊ば心をもつて身を知らく人集しとせに
子弟の傷を称くらうつき之性あるも上一人よりも天下此
人に非ず河く聖人に非ん共其弟子出く何の役にたゝむ
釈尊を視しあ実の袖に打ちし世上一まい悪人共にとも
聖人にも君子にも賢人にも成りて其生活ハなぬれ如し悟りて
知らぬ也ハ旦暮とし一大事の為にも何をもおもひ知る人
に何の世業も知られを知らぬなくしてうらむしきまゝ一精して
是に付俳諧をならふ者にハ何の実をもふせぐ身を多く
能くならば一旦に流世しあハアットいふ時たねなる
句也俳の言説の志も我ハ物を轉しまるとや
物を轉し為めに家風の滑稽の心得なりともいはらぬ

但し三庵をあるか俳人ハ言葉に落る事也

此句上の意と一懸して雷光朝露はもろくはかなきことの譬なれど
維摩経にも法華経にも世の無常をたとへられし也悟る
べき知者の我をもれとはまれくたるとしく悟らぬ人を憐まずのへ
うる八上の句に全く一対之悟らぬ人を面白し ○蕉翁よ
已ヶ光の句をみく深くも猶露の如く集は芭蕉も亦其化の迹
化されを護る法説叢いなるなり

稲妻をうけながら悟る也ぞうれしの句

貞享四年に續虚栗ニ句出寄ス季下ト句を又季下集ハ
同集の中に句なし其後ニ一年三百六十日笑無三日能
や其上も此句をいへとはいつか季下と ○泊船集ニモ

續虚栗ニ同し ○赤冊子ニ此句の日門人其角よりあやしき
事を得る也のに云ひきん句之といへる事のゆかしき我いとんと
云あれかれまうけ万心をもし其おもふ流を明ぞ七 ○無
門關ニ直下明得眼似流星機如掣電

稲の穂を稲妻をこりたる

元禄四年此句を新集にしたり此句を昔よりもと泊船集ニモ
出る ○許林ニ云或日に電の撃をみて仏の示されたといへる詩の
ありや此句を又其後の此句を悟り深く此をえれしきも
悟るもの知る人はしいふつくれたるるなきをはたらきかずて
移まかしみの一つあの事と立つる文字に無き意と深き

朗詠集
尽日望雲心不繋
有時見月夜方閑
元積

[illegible]稲つまにさそなぬ人のこゝろとけよと世尼
も雷光石火の影ゝ[illegible]人間の観[illegible]世年
人の血氣乃けんゝ[illegible]老のおとろ[illegible]
右二句を[illegible]人を[illegible]の〇東[illegible]
[illegible]稲妻[illegible]稲の[illegible]実の[illegible]
[illegible]を[illegible]妻[illegible]の[illegible]
享[illegible]未元禄の[illegible]免の句に[illegible]世[illegible]の[illegible]
山橋の句貞享四年ツキの句　さ[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の句元禄四年秋の句

本間[illegible]宅に[illegible]の笛[illegible]

[illegible]を画く[illegible]
[illegible]に生[illegible]の[illegible]
[illegible]ん[illegible]
[illegible]

稲つまの歌のこゝろをとくの説

元禄七年の作[illegible]の[illegible]を　〇行状記元
禄七年[illegible]句の[illegible]　〇句解曰秋風の作[illegible]
[illegible]
〇袖中抄曰秋風の作[illegible]
[illegible]曰[illegible]

凡此奇の丸ハ江記ニ曰在五中将為嫁件后ニ条后出家ノ相搆
其後為生髪到陸奥留八十島求小野小町尸夜宿件島
終夜有声曰秋風之吹仁津気天毛阿那目云々後朝求之
髑髏之目中有野蘇薇在中将滂泣曰小野止波不成薄
出計即殘葬云々 童蒙抄ニ云此歌小野小町集ニ云昔
野中をゆく人あり風の音のやうなる声にて此歌を詠ずる声
其声をきく薄生ひて其夜の夢に
我は昔小野小町といひし者也うれしく恩をかうむりぬと
いひて其歌を後集に入る也 私曰此事説々相違に
江記ニハ到陸奥留八十島求小町尸童蒙抄ニハ野中をゆく
く人風の音の中夢想ニ而と江記ハ連奇也

標雲曰小野ハ姓ナリ孝昭天皇第一皇子天足彦国押人命ノ裔大職冠妹子始賜小野姓妹子ヨリ六代小野篁々ニ男出羽守良真ノ女小町ナリ小町カ姉系図ニナシ妹有リ名ヲ越前ト云

終夜有声唱ニ上句ヲ後朝ニ業平附ニ下句ヲ童蒙抄ニハ一首聞
于風声ヲ江記ニハ髑髏有野蘇ニ童蒙ニハ薄生出ルと云々
古今ノ目録曰小野小町ハ出羽郡司女也云々数年在京好色也
然而歸本國死去故屍在八十島敎小野者性敎住所敎古
今ニ有小町姉其歌ニ可惜ることくれぬものゝ何ぞ此ハ今ハ
おもひをつくる此歌ニ小町の姉有り峯ニ名ヲ上文
自跡ニ出ける々 ○九相詩髑骨の歌ニ我の命きえゆ
あはれよ哉り屍ニともに縁るかな也と

加賀の国をとほるとて

越の坂の中にて此川のほとりにて

黄白集 元禄二年

何とこの年のくいまさとさびし笈昌乳波阜の郭に風雨集加
入せし集中一首ありしかども芭蕉七月
賀茂の社の社人元禄二年四月廿日遷化せし事なれば七月廿日
実に大坂を発足して西の国人伊賀とつゞきのあるべきなれば海を渡る
ことなくして世俗の噂に借如国ありて都西北
阿波の松茂三位の御事なれば無坂の仕てくれんと始と
しかく寛文の頃ふる比者七十人とゝなる ○義経が加賀の国
あるいは安宅の関とつゞけ一説なるべしとなり

寛文五年の春より伊の年月の焼坊のきつゝ武

何とこの年月の志賀笈昌乳京の郭に芭蕉いつまの秋ちゝ伝ん

後白集元禄三年
前文に春の事除蒙古墓
年とあり

西詞集 元禄十四年
芭後伝記書迄

白氏
何事不随東洛水
誰家又葬北邙山
唐詩選
北邙山上列墳塋

人間唯一百朝暮鐘聲を聞くのみ
こうくう前世も多四山とゝ ○ 泊船集 ○ 西詞集
竟ふるとゝ
表まゝ時ふるぬ山の月もまた昔ふるとゝ住てつる時ふ
ふるはいつよあの気もれぬん空を定めふきてといふ前

尼壽貞の月百首の内

秋ふるぬ月とゝ秋ふるとゝ玉まつて

元禄七年北方海に前書ありて ○ 泊船集 ○ 西詞集
○ 紫ふに世俗いふ名とゝ人こゝ発ふ秋ふ月
世界山ふ世ん共ハ山ふ集ふ西の世ふ何ふ世ふ

甲戌ハ元禄七年

けふはよみて見よしやそれかいあらくへ言て ○去嫌集云
貞享任合まではお好み同しく其任合とて發句は好みきく
別事ても此句を無理なる此句一句にて口にて之を發句とす
以外黄口雅出し の後に先生すでに中興して俳諧を
きの縁ありて此の人數其外けれてま蝶とを好み候得
是又の世界一言理屈を更に之無くとも然ば此えんの事に
初に理屈あらる人ての此ありとも其の浅き此世界
不中様に定めし此事の此の上の月ハ枝の有様 相違 ○撫る
此は結上方に枝秋の時とてくれて

甲戌大津にて作りしとかのうみのとかも

東花坊ハ京一條の坊名

潜息さへまたれハ旧里に帰りて盆會
をいとなむとて

家はみな杖にしら髪の墓参り

元禄七年七月十五日古郷伊賀にありて此句を残さるゝみのこ
発句なる句也のあらくとてくゝ ○笈日記伊賀の部に去
る元禄七年さみたれに大津の別旧里にをもむきて洛の東花
坊は遊ひ給ふ事の其第に細條して文月すゑしかめ
ぬすみ伊賀に帰りて盆まつりの人々の魂祭りとあるく丸
月もとの又難波の方に旅立は秋の日の暮あると
無しハ是迄もてかしつきもあたらしとかなしく
七月十五日家をいてゝ杖をつきて此墓まうてとかたらく

梅の花の盛りの頃山の井に墓参りと言ひの事を申し遣ふる説の考

○宇陀法師に対面ありて墓参りに行かんと欲するに墓を問ふと出でて行脚をのがれ下略

白髪に墓を問ふ説 ○秋温系これ等の句は芭蕉翁の墓と言ふ題も季節名目ひとしく伝来

を尋ぬる墓と言ふ題も季節名目ひとしく伝来

加へて盆の句とは第十五夜墓参りは八月つごもりの秋の句也

○秋收記すし文藻年の句は秋の句也

月と云へる一句名所名物なり 扶可墓参りと云へる

二句名の切一句名所扶可墓参りの墓参り一事を

世名の切の洗句にもひとしく其八白髪と歌人の歌を用

ひく伝の句も有句 まよ西蕉庵の遺稿ゆえ白髪の

吟と云序あるて黄句は切字ひとつ入れ八月の

和漢文藻に白髪吟並に序ありて見くだり

見れば白髪のとの句をえひつきて俗伝の句作んと

とて さて八月に歌集の歌ハいくつ加茂の見侍をさ

滅後の業なれ今名所なれ八月の事なれと出でぶ八月

亦侍るなれ ○俳林に云 白髪はいろいろ長系に出

しく句解 行もそれよりつきあぶまを起し古人の志

浦山の髪の白髪を歌侍るも久月はもふる比都陵より京に

帰るる世と世は自つし夢ふれや心の意外も表れ

今八共侍やれ白髪しろくはるもはしに之ふりはけ

の髪しろく眉ふみくつまれき命ありとの之ふ出

禁し抜きにさの子みのちり袋ほとまく毋の主ふ髪おらめよ

傳ふ子は玉の第四眉も白髪なる月のおこり

和漢文操ノ各摘
ヨクヽ本朝文鑑
の方ニテハ有マシ

かゝる所にて一首ありしに枝をさゝぐ婆の墓にて東の方
うみふくに東花坊の院示ゝく本朝文操に俳諧部の
ゝとり○字配所ニモ此句のゆゑにかゝれくハ海紅花と
ふきゝのあるゝ東京集に墓にハ事なゝとて何とれく此句
此事を新剣者ゝ云ゝとゝむゝ古人も古人なゝとゝ大根門
といふもあるゝ格ゝ○考のゝきゝ○薬師に和漢
文操自毎吟とゝ文八貞享元年野さゝゝ紙に
とゝハ清ん泉ゝ川きゝ秋のゝれの句成一首これ枝ゝ婆
の墓にて句ハ河内とゝ支考ゝ云ゝ金せゝとの句ゝ
文の中ハ堂ハ蓋ハ也ゝれ昇ゝとゝ秋のゝれの句
おゝ蓋ゝ一首これの句ハ金中いまゝ清水ゝ川のゝ

行可考○和漢文操ニ此句ハ清ニ此ゝハ遠移の夜伝ニ
数の俳諧有ゝ其文の墨文ニ加義書て宮を辞ゝ
を無ゝる事甚ゝ無ゝ玉年此懐奉ゝ天和の
始ゝて其後伊賀ハ西鶴菴ゝ例の文稿を及ゝて今
ゝりの白髪の句ゝハ其日ハ感性ハ清ゝと花句ハ
海ゝ有ゝ此句ハ系ゝの中成ゝ句の様ニ取宮
に南事ハ何も惜ゝ切字ハ入ゝ句ゝ ハ事やゝ
拙作ゝ此ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ
俳諧の夢も知ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ
ゝ此ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ
ゝ玉屑にいる貝摘の句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ句ゝ
ゝ杜陵ゝ三字を俳ゝ白髪の句ゝ

題さ〜し

世〜〜少ケ秋文庫さへ角力取

何〜年ノ昨日も忘れ小文庫こむ〜〜きけと仮名めくるを○

古今抄ニ郎兵衛〜帝清和ノ御代ノ出来事〜〜

きけ秋文句〜〜お樓元右二章ハ二度ノ秋笑めく知る

切字ハ俳句ハ及ル所章ハ七ツ東の一歩帳をむ〜〜かつ坂章

ハ関のまよ〜〜懸念を寄くすく戦争の費用と為る〜〜

を進言の格とハ郎兵衛の和ふハかるに芭蕉名間ふ

場ふ〜〜ふ抄を新ふ〜〜ふ抄の行ひめ〜〜世法を扱る

或ふ〜〜寛猛の変を言ふ〜〜○古今著聞集ニ鎌倉前

大将家に東八ケ国のうちを大力ノ相撲出来て言ふ

時七尺余ノ向ひ来る人ハ八畳山ノ如ク

小くるいたれ〜〜長尺ハ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

んと迫もけ〜〜かすと云ひ大将ノ力ハ言葉

ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜ひ〜〜

長と云ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世界も世ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

世ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜ふ〜〜

曽良ハ信州下ノ諏訪ノ

住名ハ惣五郎

菅荒抄ニ長嶋八兵名

尚木曽川ノ辺ニ

[illegible]

[illegible]

元禄二年ハ此句ノ世間ニ[illegible]

[illegible]

○菅菰抄ニ前漢昏ニ蘇武別李陵詩ニ雙鳧俱北飛一鳧独南翔我當歸故郷ト付意ヲ[illegible]

画讃

西行の[illegible]

付き年の[illegible]

[illegible]

○泊船集ニモ有リ○或ハ待伊ヨリ杖ヲ草鞋の[illegible]

[illegible]

西上人の草庵の[illegible]

谷の[illegible]二町[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞享元年ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

吉野山ニ西行の庵室ノ跡并ニ苔清水有リ下見原カ和州順見記ニ出タリ

ふれしを寸一書に没句ていもふき侍ると洞しるつ吉野山
奥の苔清水を西さのりくるめつ ○五元集に寛永廿七年
侯千黄門光国之御茶亭題周山之佳景トいふる句中に
「岩屋の苔岡さりしみ清水とくくとふるる丈角の苔ニ
西行法師の庵の跡水長く侍りしよりみ山ふる里て門とくく
しく清水苔ふる岩屋水汲ておぼる水ぎ侍ると云へしを
よ出てと云へる ○百菴ニ梅花枯藪ニ苔清水西行の庵ニ
紅ふる糸(怪)春ハ上巻丁凍とけく苔に汲て清水の金下ニ
春シかよ暮れ ○枯尾花の序ニ貞享初のとしみ秋知利を住
ひ大和路やよりけく奥も山のこしたに高とくくこころつこに
清水ぬとくたや ○甲子吟行の序ニ志賀ちとくくみれ

にのこみく洗つよ苔もるふる岡をあ侍こにすきりん
山茶花年法山京茶をきくこひくおのつくふ形貴のさも似る秋
ちつくこそわきたくこ岡ぬおるよ伯夷の琴ちきたこ
さくこ山にあもハ山家ハ此すくころさし流水よ行るきこ庵
うちくくとや立に鍾子朝ニ耳ハくとりて西行のとくくの
句とやハ服ニの岩岡てはふる京をえ新ちくくこ ○或人
見ちこ和東ハ紙ちるれ世ちくん苔清ち

貞享元年
トス

二見浦みくく

硯ちと初ちるやくくたき 石の底
いつまのくまちやこ西見 ○西行一仲記ニかくくけるくも天照

清神の庵より伝へて後世菩提の為祈り申さるる所の元
くわれ〳〵八名所〳〵をもとつ伝られもとゝ二見の浦の名所を尋ね
てゝゝを ○ 和尚文操二西行上人の住みつ所を二見の西浦とつ
里と思ふ庵と為めを文盡をせ〳〵其跡今もとゝとゝ
きゝ ○ 十論為秀抄に西上人二見の浦抄に白西行
せ〳〵の西行法師よりあるとゝきゝ ○ 西行法師白西行
上人二見浦に草庵をもむすび清萩を折しきて住み
侍りしとも思ひ入れもいとゆかしむさるゝ大精進菩提の為
に草庵をもとゝかくやとゝあるべき硯を石のわざ
とふもあるべくとゝかゝよりは水入らぬほどにほゝ硯のやうに
筆おくにあるべしあるべおれども和尚の今の文盡をとゝ或時を

苔むすみ或時を庵をとゝ

関のある日をあつまる山にて

もとゝ

寿〳〵久を万年をとゝぬ日数をつもりつゝ
貞享元年甲子の年〳〵月秋八日
江上の旅屋をいつる所に風の寒をとゝ
をとゝに風の寒もまさりて秋〳〵歩かんのく江戸を指さ
関こゆる日をとゝ山〳〵を過ぎとゝ
ゝゝ志られも弟桜の葉ふ

朗詠集ニ
前信中将
はな白を何と見とあすかへん人をも知るは
すさえんえん

第ニに法然上人の一枚起請を引書しける

栂ノ尾山にて仮名ふみ書そへの事

天和元年の虚栗ニ載せたる和角蓼螢句ハとくべからず其角か句ハ
同集ニ一葉散ル戸に我ハ蓼くふ螢なれどもすき ○ 酒部集ニ此
句あるをもみれし案と申し ○ 芙蓉文集ニも其角はかりし其角
に栂州の書きて書る文ニ云 枕為一枚起請とあらし 家郡て
ところの上戸達の山房し中さる 同集をみてもおかしき文加
ちんと珍しき茶筅のみにて坊主酒をも好ふ次第を知らせ給ひ
楽の為めにハ南無阿弥陀仏と申してうたがひなく往生するぞと
思ひ取りて一杯のむより外にハ別の子細候ハず但三心四修の
有れとも中事此にて決定して南無阿弥陀仏と申すと
くるとおもふうちにこもり候也 此外に奥深き事を存せば二尊

此哀れみにもれ本性を失ひ候久しきを存せん人ハ
たとひ一代の法を学すとも一文不知愚鈍の身となして尼入
道の無智のともからに同しうして智者のふるまひをせすして
起請文親王法位のよし 前に書さる人の評に法然一枚
起請の手本としてかたきをうつし候ハんと
似せ一すと申し[illegible]大尾かくして大尾をさりし此
文句を写して大尾[illegible]似る一句[illegible]栂ノ尾にて
仮名ふみ書[illegible]いろいろ[illegible]やうく四月[illegible]
第一丁未歳正月十七日其角丈 ○ 句解ニ曰世話
栂ノ尾乃[illegible]
其の[illegible]を観想の句ニ男衣とおもふ不如[illegible]

神日記曰、久しきに成りて、世まきちの日に、三月九日くれの雪
らんと、いとゝ面白き事を、ゆかしがれども、ゆかずして、日夏〇去
年秋、一朝あれに等しき事、男うの妻、風宅、魯所云、号武人の
妻、点じて、寄書、後句、いとゝいとまんのこと、杜子曰、先沙の
妻に、点ハ、俗に、ふ男、と、ふ、れ、ふ、ハ、秀逸、作、ゝ、寄書、曰
先沙の句ハ、和漢、蓼蛍、句、と、いふ、あく、俗、ゝ、作、ゝ、句、
句の上、ゝ、鄭、ゝ、芸、ゝ、沙、ゝ、ゝ、ゝ、風宅、句ハ、前後表
裏の、ゝ、き、句、一、句、句ハ、口を、ゆ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、他
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、魯所、別、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、き、事、ゝ、ゝ、ゝ、ふ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋

そは本草の蘇[illegible]草[illegible]ものく[illegible]草の[illegible]極[illegible]人[illegible]部[illegible]
[illegible]遠[illegible]出[illegible]三[illegible]草を傾[illegible]事[illegible]伊[illegible]て[illegible]和[illegible]
[illegible]ことを[illegible]こと[illegible]家[illegible]一[illegible]如[illegible]是[illegible]享[illegible]五[illegible]年[illegible]文[illegible]級[illegible]行
笈の[illegible]文[illegible]文[illegible]文[illegible]如[illegible]印[illegible]如[illegible]遠[illegible][illegible]出[illegible]の[illegible]白[illegible]入[illegible]文[illegible]山[illegible]相[illegible]
の[illegible]文[illegible]文[illegible]○ 曙[illegible]野集[illegible]文[illegible]文[illegible]

閑閑

[illegible]に[illegible]を[illegible][illegible]を[illegible]つの垣

元[illegible]六年[illegible]月[illegible]文[illegible]一[illegible]文[illegible]七年[illegible]月[illegible]信[illegible]文[illegible] ○風俗文選
[illegible]閑の説に[illegible]八君子[illegible][illegible]む[illegible][illegible]仏[illegible]も五戒の[illegible]
に[illegible]く[illegible]といへ[illegible]は[illegible]を[illegible]に[illegible]拾[illegible]記[illegible]信の[illegible]の[illegible]に[illegible]

人[illegible]ぬ[illegible]ら[illegible]ら[illegible]ひ[illegible]
[illegible]紬[illegible]く[illegible]の山の
谷の埋木

風雅集 中務

白[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の山[illegible]
[illegible]

古今集

むら[illegible]
[illegible]

杜律に

人生七十古来稀
[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
の山の[illegible]
に[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

かさ[illegible]も多[illegible]
の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

貪欲の魔界に心を惑ひ溝洫に生を終る者あるべし
南面位の惟利害を破却し者若とかれて来るあり舞
老の楽といふべし人まことに無用の出く八他の生業
をもてこれもうし尊敬の戸をもつて杜五郎の門を須さん
よハ友れきを友とし多を富て五十年の頑夫自ら門
ふ禁戒とし却りて塵を須ちつの垣を成○
塵ちに芭蕉翁一巡あり元禄七年伊賀の旅居を没し
冥関の流を五十年の頑夫と云れ時流元禄二年ふんか
○枯尾花の序にそれやらの風雅を改て服あることをしら
泉石攻ることを納孫の地ちまに温ねをうけ歌も高
まれひつけ古利秋ハ去く悲しく腸つ舞をうれ事

蒙求
孫敬閉門
杜五郎八天和間の居者心事を友とふ
ものを出す

家集に
ふ人丸ありとし入を
山里のさとりされく
住くらし

貪欲の魔界に心を惑ひ溝洫に生を終る者あるべし
南面位の惟利害を破却し者若とかれて来るあり舞
老の楽といふべし人まことに無用の出く八他の生業
をもてこれもうし尊敬の戸をもつて杜五郎の門を須さん
よハ友れきを友とし多を富て五十年の頑夫自ら門
ふ禁戒とし却りて塵を須ちつの垣を成○
塵ちに芭蕉翁一巡あり元禄七年伊賀の旅居を没し
冥関の流を五十年の頑夫と云れ時流元禄二年ふんか
○枯尾花の序にそれやらの風雅を改て服あることをしら
泉石攻ることを納孫の地ちまに温ねをうけ歌も高
まれひつけ古利秋ハ去く悲しく腸つ舞をうれ事

家集に
ふ人丸ありとし入を
山里のさとりされく
住くらし

蒙求
孫敬閉門
杜五郎八天和間の居者心事を友とふ
ものを出す

引用ハ新撰古今序ハ紀貫之の作なり
ふ人丸ハ柿本人麿の名也
山里のさとりハ新古今集に
住くらしハ
○芭蕉翁の句也
ハ
ハ
ハ

世のみだれかゝるを遂きゝ山のゝすれ〳〵ゝ[illegible]
今をゝけきゝて二ゝし[illegible]の曙をゝ[illegible]一風雅の
さ[illegible]大ゝ[illegible]三等こ[illegible]
さ[illegible]
似[illegible]高者も書あ〳〵[illegible]風雅のうゝさゝのよ
ゝ[illegible]ひゝすゝんゝゝ[illegible]
[illegible]八世上を保り人ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
即[illegible]
[illegible]酒を飽まゝ[illegible]

高者を脆〳〵もゝすゝ是又世の建立の一節なるへきゝ又世は
ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

書く東宮坊云世云ハ元弘四年壬申の年叡山の衆ぐん壬
申業旦一人も人なき事なり元弘四年甲戌四年旦一人
積もり先せてる積の面白かりけるかなる壬申の年旦ハ
乗浮の歌あるく武の流川を行と成かくせ〜と志れハ
高ゆかりの和あるく甲斐国の山地ふもとゆふ八坐〜く
境の梅ありて〜と〜〜〇事なに世間の言村尾金の序文
此書文考要書〜く可嘉ものも

羅言絵ものを〜を頼ものれも
知るものもなれ書なく〜なれれ
元弘二年ハ俗書通ハ前世なかくなく〜〜〇源頼朝

〜〜〜〜刺

二上山当麻寺に行て庭上の杉をたらんれ
千〜年も過ぎぬ大〜飛ぶと〜〜
仲孫に宮〜〜く斧行ハ罪をなぬ〜
〜〜年に〜〜年〜

伊勢物語 新歌 死〜〜〜の事ハ杉
貞享元年野〜〜〜死の白に〜て苔ものかくなる〜〜刺
されて毎大回小変あり大イさ牛ばかくなる〜〜〜〜〜
と〜〜〜〜〜〜〜〇和名巡覧記に当麻寺ハ又禅林寺と
云用明帝ま四皇子麻呂子親王の建ち〜二上ケ嶽の下由

出山の麓ゆきたるハ南に向り市中を眺望す遠き山に
大きなる雪あり根本まで〻雪にて〻〻怪しむ〻

高〻蕗をこぼさぬ萩のうねり哉

元禄六七年の句なるべし三上吟集に白雪もこぼさぬ萩のう
ねりかと〻〻記すあり句〻を画賛〻〻多くひろう七と歩
先の之画をとゝめ世の友と呼ばれ〻〻絵ごゝろの共に句を
や杜甫の悲しみ伝とゝ〻〻〻

清の言葉にて○案るに桜戒東国にて事八月物ハ八幡宮
[illegible]の砂猪の原にて云る事ハ此に戒桜のあるべきもこれ
ハ一説なるべし

加賀乃小松にて

ぬまとてより人もあり〜やまもろ森
ぬまのくまのゆみやしらん 源新集 [illegible]
[illegible] ○桜の[illegible]に元禄二年の夏ハ御より賀茂の小松と
いふ所にて[illegible]き名や小松の[illegible]森[illegible]きの[illegible]ある小松
[illegible]森の[illegible]三[illegible]ハ世[illegible]の時の[illegible]
[illegible] ○言九二[illegible]事[illegible]

言九八年限り姫
国徳の集

[illegible]乃[illegible]の[illegible]の森の[illegible]
[illegible]

小貝[illegible]

河内の[illegible]の[illegible]の小貝[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の小貝の[illegible]
[illegible]舟[illegible]海上七里天屋何[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

元禄八年如水廷後鑑集
三百ヶ日今
先達越より拾八年ハ
[illegible]

桜の[illegible]

[illegible]の小貝の[illegible]
荊口

[illegible]
天屋の[illegible]

の町に多く八幡宮荒和祭に用ひる貝の名
同じくこれを貝のすがにあぶらんすがらの葉と
すすかの葉と二つとも
葉の形也

天屋の系図の中俳名
大翁と云ふ者弟と称
す云々（俳諸と云ふ）

山茶花集に
海石榴と云ふ
海石榴は赤き花実の
ごとき也と云ふ
はまゆイニ
汝の名よと上古
文字アリ

葉にそらに生ず又海辺ほの小貝也をとひ又白あり小貝ゝ萩の
ごとく今を小豆と云ふも不審也屋行京の説寺に部〻きゝ
も考まは世間にあり書物にあり○蓋荔枝まことほの小貝也仮名
は誤也すすうこと云〻〻赤模様の如〻〻と云ふ〻〻まことほ
十寸穂と云茅穂の穂の先きを〻〻ほの葉を〻〻浸をくゝ
を貝はこれ〻〻を貝を〻〻のあき貝を云ふ　みゝく朱貝紅貝山椒貝ゝ〻〻彩也
赤き貝成まことゝ貝と云ふ〻〻海辺ゝ〻〻也貝云ふ〻〻
色の辰とハいふまでゝ〻〻ん孫ゝハ世の事ゝ〻〻色の辰ハ別種
ゝ云ふを云ふ部類の入海辺ゝ海の名称〻〻○蓋石松ゝ海辺の
葉ますゝ松の葉海辺ゝ〻〻ゝ〻〻ゝ〻〻

通天橋八志賀遷都
韻塞八元弘九年李
由許六迄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元禄二年の秋みちのくに旅立ける八月十四日敦賀に入る
義仲寺の西に隣して一宇の草庵あり○敦賀
の津の人なり此の家のあるじ
酒のむことを強ひて夜の月やうやくあらん
と待ふに月の出でて海面一
面に照り渡りて
あり

一夜よ越前の国に属する義仲
元禄二年の夏芭蕉翁越前の国に
親しく門人等と共に
を訪ひて疲れを休むるに
方に若き女の髪二人
つく物語りして我が
越前の国福井
の松岡

松岡は宝永二年福井藩
にて造酒舟に加よ
いろく人をふくさむ
とのあるよし和字みまま
ゆをよみあるはせり沐
浴江口あるとこれ浸也
歌写も越後の国辺町
也

伊勢参宮をこころざして山岡
きて矢くはたはきをとり
ふり〳〵あ国のこの
の業国いたはるべ
蕉を訪ひくよむひ
歌り句を作るは見
よ大悪のの
は作をあ
ゆ〳〵行く
出川
芭蕉翁

相の加賀
加賀の
道

宿鄂州

夜聞歌者詩 夜泊鸚鵡洲秋江月澄徹鄰船有歌者發調甚愁絶歌罷徙以泣々声通復咽尋声見其人有嬪顔如雪獨倚帆檣立嫋嫋十七八夜涙如真珠雙々隋明月借問誰家婦歌泣何凄切一問(落字ヵ)泣襟低眉終不説

笈日記大垣の部二十八句を記すべきなれども其中に別四句の内句の
形貞八幡宮にたぶなの句ありに記したるに暗し○葉ごに
句ハ行表書〳〵ときけり〳〵と書たりと伝ふといふ〳〵貞
享五年の句なり〳〵金丹中に服するなり○源氏集に玄蕃
きゝとも○瞬世も行家ゆ〳〵とうとう○推古に
句迹の記ものこれるハいまだ見ずに○句解よ
曰強舌今集二ハ句なるものをこれ毎一句なれ
く書けるなん○續五倫二篇ハ風雅の所つ出されを篇の作
見るなりかくぶんを句〳〵風雅にゆつまるなもの也ら親
起よのを篇入〳〵一句はとるとこれもむ〳〵吉野山の到るく
とさきてといふ也見縦横ちん〳〵伊勢の大神宮を祭ると

いふも其人成ものとハ〳〵れ〳〵〳〵○山家集二月祭られ宮
のをるを小祭〳〵〳〵祭ものを祭〳〵〳〵祭ものを祭〳〵〳〵祭ものを
神をもるもをもるを祭〳〵〳〵祭ものを祭〳〵〳〵祭ものを
就叢句解を祭〳〵〳〵祭ものを祭〳〵〳〵祭ものを
歌をハ金さハをもさん〳〵すれ毎に海せ〳〵〳〵〳〵
ことに古歌を住吉の名もれ〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵ハ自然とけ〳〵あ〳〵〳〵安房国に家をとハ古言
新ぶ〳〵ものを〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

一叫をも行ふに入るさんとうの半に四とりのされを拾ひ
和せるに少もさうおの五文字は玉津島の利益日光法華の証
前列四句内外もさきくかけ〜とそこ〜白住とうくと
はきくかけ〜とそこ〜もくもくとうきうゆくさうと
さけくかけ〜と稽こいうとも白雲を害さうとぬかるこにた
とうの〜〜今もさかめく向このくさ四〜芝の実せう徒とうの
まうかとうこうとうの実勝の社徒〜みして白雲をうに害世
すいうとうぶしおれ〜風流あらくきこ七十余年おのの当めの
拾ひとも廃事のあるこ

玉川のふるおまつる　世市笑

世市笑の風

いまこそ丈三〜ゆるすす○世〜をみれ亜〜とふ世小松葉風
ふ殺ふ〜ふけるれふうけてあるまたる世ふ〜みの余ふ教生川
身を投ふ教風ゆく〜墳と築きその波教風ふ教〜身を
投むふ〜〜ふ〜ふ八幡山の葉世市像笑ふ

塚を武蔵野ふ〜〜〜盤を雨を関西ふれ

天和こうの武蔵曲よ茅舎の感と茅舎ふ〜ふふ世〜
生利○桔庵茅舎芭蕉後雪の記あり日天和こうの元禄川
の草庵高ふ〜かこ高を潮こう記ふふ答をかり書く蛙の中に
生のいんこうこうの清のふれきけ〜ふ文にふを拾如実
の変を悟ふ世伝伝ふ余〜〜ふ其次のふ〜基江戸に中

我当作何

[illegible]て[illegible]の[illegible]のそつまるけはとそれなりと三更
月下入無我とそんせしに付[illegible]
うまし[illegible]焼[illegible]
流[illegible]一[illegible]の芭蕉を[illegible]
[illegible]
かよひ[illegible]芭蕉[illegible]
天和三年深川の庵焼亡其[illegible]
元[illegible]年深川[illegible]
[illegible]句[illegible]
世句見[illegible]
[illegible]文[illegible]

扨芭蕉[illegible]深川六万坪[illegible]
[illegible]に四[illegible]
[illegible]
の[illegible]芭蕉一[illegible]
[illegible]
[illegible]
三の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
りや[illegible]
書き[illegible]

○流義日比句担林の[illegible]

[illegible]

五雜組曰凄風苦雨之夜擁寒燈讀昏時剡紙窓外芭蕉淅瀝作声示有致此處理會得過更無不堪情景之外又見及人情之感[illegible]

[illegible]

○和漢文操[illegible]

[illegible]

芭蕉の俳諧[illegible]

○句解[illegible]

○蕉[illegible]

○或曰[illegible]

[illegible]

○北平[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

守榮院

[illegible]

貞享元年の[illegible]茂自筆伊勢[illegible]郎[illegible]貞享[illegible]

[illegible]料撥あり[illegible]

和歌[illegible]

[illegible]

守榮院ハ伊勢山田奉
ノ路ヨリ[illegible]寺ハ
浄土宗ニテ名ヲ[illegible]
法あり[illegible]世話
の字をセコトヨムと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○後日記伊勢の郡に逢人の家にて○さし鎖集めもてこそ○
赤子の歌に母の乳の出る薬石の所々に出でたるしるしを多くもみを
りしるしを多くもとめ行ひ見るに伊勢国安楽郡の郡内
新ふる安の云ふ所にはあの松安楽しみ事とし
此新度の宗国世の口ずさびけく白玉新しく
例おりきるまでこひ知りきるまでこひいるみ
てかの新度の老人の白に暮れ系のおつる時に
白を安楽に安楽に白を安楽に作るの松うつ
いつかくこひ作るに老人の作るまうせく
るも作るるはしるきまうとこり○後新まで世の人の
安楽の老欲るに老人の作る松うつるれ白ひ

かるとにこのあに志ぶくこ衣長ゆきのとさ
月ひあるこうれぶるもれ
世のるきの広歌を見る
ふるのまるぶかる把の
あるんる

菜いろ〳〵おの〳〵芸の多様の郡

貞享五年の時也後見記後草の郡に留別四句付用新
便要るこ芸の句の所事〳〵伝く異〳〵○評林に古今抄の
名の分みるれる二条殿とく書きて〳〵秋〳〵いろ〳〵の
芸勇をあるる世句よ新年〳〵○梅に古今集秋の郡

[illegible]

[illegible]

雞冠草 雁の来る時移植す〳〵

元禄七年の後さくみのまえこうり ○泊船集に画渓とあり

○葉ごとに大和本草雞冠トアリ又花かさ雁来紅ナリ九月其葉

鮮紅一種六月葉紅ナル物ヲ十様錦ト名ク本州青箱子ノ

附録に有り此草ハ苍無シトイヘ共其葉紅色ニメ花ノ如雞冠之

類也○ワクカセハニ雁来紅老少年ト云葉雞頭ナリ○伊勢ノ俗

のかなへ聯珠詩格ノ詩 暑ヘ不審

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○梅ヶ枝集ニハ茅園と云ふ碧巖三十六峯僧問雲如何清淨法身門云花
藥欄僧使徒麿去時如何門云金毛獅子○書九ニ細川幸庵
尊ふとき茅園と名づく昭の篇を四月梅雪
好ふ月夕を秋のいとをくまれ四月ばかりまれ
元禄二年の作なん

画讃

校ヶのるに〜かるれ夏草哉

元禄のすゑ社名月ハ後集ニ見ヘ
夏草ハ社名自画の夏草の詞ハ元禄のすゑ

後集八巻ハ日田と云ふ所山里の住○○朱拙元禄十年の迄り凡四年あり

元禄後集八巻六序ハ
德二年の迄ニ

れ吟ずるこゝろ○泊船集に芭根祓集ニ見ヘ
ゝを画賛○ゐを帝ニ画賛ゝを定る俳諧の法帝
の浮世絵の賛ゝ夏草ハ芭ゝ一つ見れ校ゝ社
日〜ゝ碧ゝと日毎ゝ

後醍醐帝ハ御陵を尋む

貞享元年芳野ハ行を惹久き
○葉ゝに一首抄ニ順德院御製ゝ
ゝ

さのふの羽倉日さのふ八
吉日根ゑとにそゝ
萱草に似ゝる世ゝ今
ゆふさのふよハゝ
伊勢物語にさのふ
萱草ゝと云ゝ
あゝ似ゝる物にあゝ
てハ宮ふまゝ
又百姿ハ百姿也ゝ
ゝと云ハ俗流也百宮
と定ゝゝゝ八孝德天皇
ゝゝ姓ゝ藏ゝ坊ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ
日本九の宮の内ゝ
百姿の大ゝ人と成
ゝ拾ゝに宮九ゝ大ゝ
ゝ九ゝ百石木の大言
とゝゝゝとゝ

樹中を百姿といふ也ゝ
ゝ
ゝ王道ゝ
ゝ一月の清上ゝ天下ゝ氏の
ゝ
ゝ上古ゝ
ゝ
萱草さひさのふとゝ
ゝ成伊勢の
ゝ
ゝ○孤松
ゝ
ゝ
の清墓
松の一
伊墓ゝ
ゝ
ゝ清流ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

集まりてくるれるのいろ〳〵ふくろ菱井稜のかゝりつゝ人の目をしるべ

元和元年

第七戸を志ゝや稜夢にあらぬ

元和元年七月ふんあり係参外に行ふ多数戸の人

〳〵に對面と詞をかゝく笑り就御申は級をとゝ利

道のへの木槿を馬にくらせる

貞享元年の夏也野ざらし紀行を出板秋八月を武

を発ち三ヶ大井川を渡へく藤田の作と又へゝ服部あり

羊素無倫門
移沽洌門

○伊勢衣は馬の餐より○秋同東は八月迄の通りなく

ゝ為すれ共自然と性宜なく更に出形一変の風雅の

伝ゝ為ゝ多ゝ出ゝ奴ゝ為ゝ所ゝ為ゝ君をゝ為ゝ為ゝ

変化の俳諧なり〳〵ゝ出ゝ毎忠義をもるこゝろ〳〵〳〵○羊素

曰ゝ芭ゝ蕉ゝの母ゝ上ゝは八ゝ月ゝ十ゝ五ゝ夜ゝ月ゝ見ゝ出ゝ給ゝ道のへの

木槿ゝ馬に喰ゝ馬ゝ喰ゝ馬ゝ喰ゝ馬ゝ

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

朗詠集ニ松下千年終是朽槿花一日自為栄　白居易

世柳。八字誤ヲ又暁山集ニ謬ル

の作を始め世間の俗人ハ芭蕉山ヶ暁山集ヲ
世間の義ハ後世の俳諧ヲ食ふと云ふ句ヲハ知ル一
向俳諧の雅ヲ心と識まるに芭蕉の上戯弄ヲ
悟ふ○説叢ニ[illegible]ル僧を[illegible]ハ嘉永安不可信用
本槿を[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]年子ハ一時ヶ[illegible]
木槿を一日ハ栄ヘと古人も中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ何の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

又或説に葛湯本寺の仏頂和尚の弟子と称し一時杖をとる

[illegible]

語性和尚の弟子と毎年仏頂をかくのごとく仏像を創ぜり侍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

茂蔬抄、金昌寺ハ加賀国の枢林〻

金昌寺庭中の柳ちるハ

庭掃て出ばや寺に苔の柳

元禄二年加賀国金昌寺に泊りて翌の暁也おくれ馳の
文に云秋風をなのく衆寮に鈴も明ぬ馬追て殘燈寂
たるもまゝに鐘板ならく食堂に入ぬ越前の国へと名ゆ辛よ
〻〻堂下に下れば〻若き僧侶をゆ〻二階のとなりに通
し侍る扨庭中に柳有ぬ庭掃て出ばや寺にも苔の柳
ちりあるなるべし〻苔蘚れ〻ふる枝のしなを ○句解に世説曰
郭林宗毎行宿逆旅輙自灑掃及明去後人至見之曰此必郭
有道昨夜宿處也 ○蔬抄に曰 ○蔬

蔬抄に曰武元門〻又曰釈氏要覧曰佛自篇欲掃佛言
掃地有五勝利〻〻〻出〻〻〻 ○按に郭林宗の
事蔬抄に按あるとい〻毎寺に武仏あるを〻〻寒山詩
集に岡丘亂の序に往国清寺止宿寺庫中有二行者名拾得下畧又
云云の事に天台山国清寺三隠集記アリ文中に拾得掃地
寺主問姓箇甚麼住何処拾置箒又手而主主圓測寒槌胸
曰蒼天〻〻〻

○[illegible]夜[illegible]ハ出[illegible]と出る○西[illegible]命ニ出[illegible]国[illegible]の人[illegible]
[illegible]を出る時の[illegible]と[illegible]ハ柳の[illegible]
[illegible]○説[illegible]命を[illegible]
[illegible]又白[illegible]
又[illegible]
の塔ハ金昌寺[illegible]
[illegible]
千里[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
云梅[illegible]
[illegible]先[illegible]
柳の[illegible]
[illegible]
[illegible]

略出護過要術云云 [illegible] 千那を律師と表
[illegible] 郭樹ふ八俗のいふまれ公時
にしく立供あるれいこの逢蓬社在乙とも院といふ書と
性律法寺の法をとくくもれも義のこのみしく只持地とそ
一布の恩をあらふひのこのいとは稽にこをあるこれ何を郭
樹ふこのこのんや

[illegible] 出のこの
何をこの年あるを出ふ文庫 源新系のこのこ

庵のまくく 嚴より入のきくくまく

橋川の伊都のこの原
[illegible]

元弘七年九月十五日 湖南井出寺くくを出るこの文通の間に主張
の雅をを出く移波をこの間より出るこの間より出くくふこと移波をこの
自秋又洒堂の手の拙をあくく嚴をとかきくくをとかくくいの
名君日記にこくこの○新樹三八月戸名あくといくあるあくあ
き草庵法遠思くくまくくこの何とれく連く移れを海をくくく橋川の
伊都もあくあくんと秋庵如くくあくくく松くくあ○赤仏寺より
播の原くくに入くくきくくくこの岩をくくく

何国の[illegible]名源氏[illegible]机枕之
[illegible]枕の[illegible]名[illegible]事〳〵 ○詩経に蟋蟀在堂歳聿其
莫 ○拳白集に[illegible]歌[illegible]
[illegible]に[illegible]〳〵[illegible] ○白氏文集に昏昏鳴蟋蟀琴匣細蛛
蛛 ○或云古き歌[illegible]
ある ○歌[illegible]に机枕何[illegible]
[illegible]

太田神社に詣賢堂に甲冑の物あり極
[illegible]
むしんや乳母[illegible]の[illegible]

元禄二年の[illegible]の[illegible]の[illegible]の風趣[illegible]の文[illegible]
[illegible]の[illegible] ○[illegible]
源氏[illegible]も出[illegible] ○去年[illegible]
一す芭蕉庵あり蓮の葉[illegible]素堂[illegible]
八詩に[illegible]
[illegible]
[illegible]
魯所[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

奥社[illegible]
七月[illegible]八月[illegible]
[illegible]名月の[illegible]あり

[illegible]不易流行の義を[illegible]下畧　○義経抄に云古田の
[illegible]社を八幡宮ゆく小松の[illegible]一所より南迄の傍ふきを[illegible]
八詩に蟋蟀入我牀下とあるを[illegible]寒蟋蟀あるも
[illegible]俳諧[illegible]別面あるくいはるとつかねをとれる[illegible]　○
[illegible]林白日白月いめくの[illegible]
[illegible]一生の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ひろかぶん河の久さ[illegible]
[illegible]　○[illegible]
[illegible]の[illegible]社[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

○源和泉守頼朝の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

落軒牕中　一絲欲絶　寸心共空　似寄居狀　無蛛蛛工

白露甘口　青苔粧躬　從容侵雨　飄然乘風　栖鴉莫啄

家童禁叢　不許作隱　我憐秋菊　脫萎衣公　誰識其終

貞享至南日誌丁亥昴蚊足書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海棠のかすかに小海老のまゝ[illegible]

元禄四年の作[illegible]

○東[illegible]に韻塞[illegible]元禄四年十月四[illegible]年北条[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

の如くして首ながらうく尖（スル）ど足蹄共よもすがら竈の口に寝す竈馬の字イトゞカウロギと別なり蓼秋海棠多くこゝ

情玲瓏元禄十年　卯の上

何まのくるみの実の出る頃　芭蕉日記中　凡国集五　○海紅集ニ元禄十年の時者と歌第ニ句ニ

元禄ニ年の作　例の発句

小牧　みもすそ　秋つる　菓子の郷

元禄二年の作　杉の苔集ニ元禄二年のけしの花　深川の居

る人よきりくるる庭の面に咲ちるを待蓬の麦庵の下に

きりくるを咲ちるを待く千百度里は秋雅なる所をゆくしてみの国ふるさにうつる月の雲はなれて月はやはり夏は

ゆくしてゆくを大方はなれて月はやはり夏は胡蝶もなれて秋ゆる菓子

ゆくを秋　き君よ一とせ　かくるゝ　ゆくまゝ

ゆくゝ下ゝ　○元禄　ゆくの色　光　もあつ

海紅集陸奥ゆくゝ　○海棠　いくるゝ　海道

の夫（花）を　ゆくゝ　杉星　海ゝ　五畳

○案ニ海棠ハ俗ゝ海棠ゝ　○除夜

成ゝ元禄　年　一仏　句　菓子ハ大概

加賀ゝ　ゝ　ゝ　菓子　胡蝶

仏ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

生屋風俗の考よ其外書籍を傳聞をもとに先自の考あるようにて
筆者かくるに信れく一句に弱きてるいろ事北人の言葉なるよ
あるべし

人日記八元禄十六年
平後迄洋六版あり
此文も版系丹也
なり

老の名の行るもしるべし四十雀
元禄六年の作なるべし〇此年に洋六の版ありの出あるを
享保七年作者文三作の一冊の名の行るもあるべく四十雀かれ
の庄の名の意味なるべく其年の冊園名所をひく一冊の意
庄のきれる也の屋野坂とうつるの庄なるべし一冊屋のれの古
さよ名竜松屋く他とあるを知る俳諧ものとあるを用し
いろ言葉なるよ下考とのこと俳諧に第名あり

庵き名所よ考るもの考るもの考るもの

[illegible]

所の寺豊薬園の句を踏まえ元禄寺院と[illegible]

又已々名の分の脱落あり[illegible]

[illegible]三十[illegible]て[illegible]

刈跡や早稲かけ[illegible]の略の考

何年の炎暑[illegible]

出あり○[illegible]

二尾張法華寺八勅願所檀林所三[illegible]日本武尊由蹟行基開山

相の[illegible]

[illegible]の図

元禄[illegible]年[illegible]

の章八田荘の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海[illegible]

[illegible]の[illegible]を振の待のとき[illegible]に[illegible]に相八
[illegible]の[illegible]
異[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]相の[illegible]鳳の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋の庵

元禄七年九月八日和尚嵯峨の地のほとりなる[illegible]
[illegible]に八尾寺起[illegible]
[illegible]の藤[illegible]に定[illegible]
[illegible]
[illegible]阿叟の[illegible]
[illegible]

[illegible]
くるのみくるしろ[illegible]
[illegible]
の腸[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いるをあくまでいきを右の如く反い子冊秋の集を信とし武れらつ三えの
伯俗一を下シ一を上と万筋あまを爰宗信あくをめきうう利
い者東ともるを物をうんをいかこハ机薄あを師恩のまさを正を矣
中上と下ひあくこは極薄伯俗(イこ成こきう上りい)海こ仕上中ひとをうふ世活あくい
を後あを是上九月十々杉凡信をを成とを月 ○扁実こ雇
とふうをの言の彩あくを伯俗のかうをを成ひとを月
寿想ひさハ言あを及うをくや(くや)ん伯ふん事教の雇いあを系潜ふ
すうをあナひ言事ひ天のあをひあれハよをにもあうひ中く
要山の雇をうひ負をうをき彩ふ伯ひ

橘四 先於をひ出ん 詔まうう

貞享五年名護屋ふを遠ふの内更神紀ふようをうう○公事
根えよりふを信濃の勅使の牧のるを奉教ふ中ひをを
十五ふあくを伯ひしうを条在院洋風色に南ふにふをて十六
日ふを伯天皇南創ふ出伯ふうく伯ふ伯陛下男ひを
みを信濃年月の馬二十ひ八々みを上殿の馬五十ひ記ふ伯
ひしうをふ ○伽藍彩林物ひ出ひをうを重とふ
八月十日伯つまひ言ふう詔を奉ふ創上人の伯ふ板ひ伯ひ
てひををきく九をひをうう伯ふ詔きうを詔ひを
をいふ一いつまをうを詔ひを伯ひ
詔ひうく安

又福の浦に入る者ども福海

元福二郡の海也 東北行を三里余四十八ケ浦とも数

しぬ山をこゆる那古と浦を推篠乃篠原も基地

原をも西和歌にうたれたるべきものをと人々思ひ

よりて西福はもしらしらすとうの山落に入り登の谷

かをとり外まハ芦の一束の和とゆとのかをとひをとり

くかゝる此間に入て

○西福海に入る者ども海とうとう

の行徳に寄物語りに白元福二郡寄

風にあるる中に南北の方にて中はうとうとうとて寄利

○むつかしきものを入る者とかう○山川を昔ものがたりて花

四八ケ浦八十島路の外

遍都中海を解もふ

とくりの迄那古撰篠

八幡宮中の名所

於遠集

為このゝふのをこゝろ

句に菱花をかゝしてい

りんとなく人のこゝ

菱のゝみをそ今に

於加菱を

加賀ものゝ○新田ゝハワけ入れ芝とかう○菱花抄ゝ

福海ゝ新田ゝ名所ゝ○拳自系ゝ一ケ所ゝ

くもの所ゝ菱ゝ入地也の所ゝ小菱者ゝ松也ゝ○赤菱

三月苗代ゝ入る者ゝ海一面松ゝ

吉の山二ケ所日若大国ゝ入ゝ白ゝ

都方名あゝ人加賀国ゝ

ゝ白ゝ

ゝ

ゝ

芭蕉句選年考秋之上終